

### 第三次基本計画がスタートしました

平成28年度から33年度までの6年間を見通した第三次基本計画が4月からスタートしました。この計画は、市の施策の基本的な方針と体系を示すもので、公募の市民や学識経験者で構成する総合計画審議会やパブリックコメントでの意見を踏まえながら、今年3月に策定しました。

今後は、この計画に基づき、若い世代の定住化策や交流人口の拡大策を充実・強化するとともに、ファシリティーマネジメントの推進をはじめとした総合的・効率的な行財政運営への取り組みを進め、まちのさらなる発展を目指していきます。

なお、計画書については、行政サービスセンターや近隣センターなどの公共施設に配置するとともに、市ホームページに掲載していますのでご覧ください。

☎ 企画課・内線211



### パブリックコメント

#### 我孫子市手数料条例の一部改正(案)

趣旨 『長期優良住宅の普及の促進に関する法律』に基づく長期優良住宅認定制度の改正、『都市の低炭素化の促進に関する法律』に基づく低炭素建築物の認定基準の改正及び『建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律』の制定により手数料を定めるもの。

公表期間 5月2日(月)まで  
提出先・☎ 〒270-1192 市役所建築住宅課

#### 我孫子市公共施設等総合管理計画(案)

趣旨 国で決定した「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するために基本的な方針を策定するもの。

公表期間 4月18日(月)～5月18日(水)  
提出先・☎ 〒270-1192 市役所企画課(住所省略可)・内線56

課(住所省略可)・内線529、☎ 7185-143



6、☎ 7183-0066  
各担当課、行政情報資料室(市役所本庁舎1階)、各行政サービスセンター、アビスタ湖北地区公民館、あびこ市民プラザ、各近隣センター、市民図書館湖北台分館、布佐分館、市ホームページ

### 我孫子市公募補助金 平成29～31年度の交付団体を募集します

交付期間 平成29年度～31年度までの3年以内

補助金の範囲 補助対象経費の10%～50%

応募資格 営利を目的とせず、公益の増進に寄与する任意団体または特定非営利活動法人で、5人以上で構成され、活動拠点が市内にあり、かつ、市内で活動している団体。※政治や宗教を主たる目的とする団体、同一の事業・目的で市から他の補助金を受けている団体、市や教育委員会と共催する事業・活動は除きます。

審査方法 我孫子市補助金等検討委員会(市民・学識経験者5人による第三者機関)の審査を経て、市が決定。

☎・☎ 8月1日(月)午後5時までに持参(郵送不可)。申請書類(市民活動支援課、市民活動ステーションで配布。市ホームページからダウンロード可)に必要事項を明記し、添付書類を添えて、市民活動支援課(市役所地階)・内線489

#### ●平成28～30年度 新たに補助金が交付される団体

団体名	対象補助事業	補助限度額
あびこホストファミリーの会	市民と海外の学生との交流記録や、我孫子市のPRパネルの展示を市内と海外で開催する活動	8.5万円
手賀沼水生生物研究会	四ツ池における外来種駆除や在来生物復元に向けた活動と手賀沼等での生物保全の啓発活動	20万円
集落営農北新田柴崎水稻研究会	集落営農により北新田地区の不耕作地を活用し地産地消を推進する活動(平成28・29年度のみ)	50万円
NPO法人我孫子ピークルサービス	安定した福祉移送サービスの確立に向けた、運営体制強化のための活動	38万円
我孫子市自閉症協会	自閉症を持つ人の自立や社会参加に向けた支援活動や、自閉症に対する理解を広げる活動	5万円
障がい児者の地域生活を考える会こでまりみんなどいっしょに	障害児者やその家族の豊かな地域生活の実現に向けた活動(学生と障害児者との交流事業など)	5万円

### 国民健康保険税 制度改正のお知らせ

平成28年4月からの国の制度改正に伴う国民健康保険税の改正内容などをお知らせします。 ☎ 国保年金課・内線353、354

#### ◆所得の少ない世帯における保険税の軽減判定所得の基準が改正されました

世帯主、国保加入者および特定同一世帯所属者の前年中の総所得金額等の合計が一定以下の世帯は、保険税の「均等割額」および「平等割額」が軽減されます。※所得の申告をしていない場合は軽減判定ができません。所得のない方も忘れずに申告をしてください。

#### 軽減制度の改正内容

改正前(平成27年度まで)	改正後(平成28年度から)
7割軽減 総所得金額等の合計額が33万円以下	変更なし
5割軽減 33万円+(26万円×被保険者数と特定同一世帯所属者の合算数)以下	5割軽減 33万円+(26万5千円×被保険者数と特定同一世帯所属者の合算数)以下
2割軽減 33万円+(47万円×被保険者数と特定同一世帯所属者の合算数)以下	2割軽減 33万円+(48万円×被保険者数と特定同一世帯所属者の合算数)以下

※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険に加入していた方が後期高齢者医療保険の被保険者となり、国保の資格を喪失した後も同一世帯に属する方です。

#### ◆保険税賦課限度額が改正されました

「地方税法施行令の改正」により、平成28年度から保険税の賦課限度額が、医療保険分54万円、後期高齢者支援金分19万円、介護保険分16万円となります。保険税率は据え置きとなります。

※28年度の「国民健康保険税」納税通知書は、6月15日(水)に発送予定です。

#### 賦課限度額の改正内容

	改正前	改正後
医療保険分	52万円	54万円
後期高齢者支援金分	17万円	19万円
介護保険分	16万円	変更なし
計	85万円	89万円

### 自動発行機の停止・マイナンバー業務休日開庁日のお知らせ

#### ○自動発行機の停止

システムメンテナンスのため、市内の全ての自動発行機(住民票および印鑑登録証明書対応)が、4月24日(日)は終日使用できなくなります。

自動発行機設置場所 市役所正面玄関、我孫子行政サービスセンター(けやきプラザ1階)、市民図書館布佐分館、あびこ市民プラザ(あびこショッピングプラザ3階)、湖北地区公民館

#### ○マイナンバー業務休日開庁日

マイナンバーカードの交付などのために、市民課の窓口を休日開庁します。 ※マイナンバーカードの申請は任意です。

日時 4月24日(日)、5月28日(土)、6月26日(日)いずれも午前9時～午後4時

場所 市民課(市役所本庁舎1階)

受付業務 マイナンバーカードの交付、マイナンバーカードの申請、市役所に郵送戻りになった通知カードの交付

☎ 市民課・内線406、422

### 利根川堤防上への歩行者自転車用道路の整備が完了



利根川堤防上に整備されている自転車道へ安全に往来できるように、布佐の都交差点から工事を進めてきた歩行者自転車用道路が3月25日に開通しました。県道の横断部については、歩行者や自転車利用者の安全を確保するため、押しボタン式の信号機が設置されています。 ☎ 地域整備課 7185-1171